

院内感染対策に関する取り組み事項

1. 感染対策に関する考え方

当院は、病院全体で感染防止に取り組み、病院にかかわる全ての人々を対象として、院内感染を未然に防止すること、感染症が発生した際には可及的速やかに対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策のための委員会、その他の組織に関する基本的事項

1) 感染防止委員会

感染防止対策に関する意思決定機関として、感染防止委員会を設置し、毎月1回会議を行い感染対策に関する事項の検討を行います。

2) 感染防止対策室

院内の感染対策にかかわる事案の集約、検討、調整を行います。

3) 感染対策チーム ICT (Infection Control Team)

院内での感染対策の実働組織として、ICTを設置し定期的な会議や院内ラウンド、抗菌薬の適正使用の指導や感染問題の相談対応を行います。

4) 看護部感染防止委員会

ICTと現場をつなぎ、現場における感染対策の実践、見直しを行います。

3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

全職員を対象に感染対策の研修会、講習会を開催し、職員は年に2回以上参加しています。職員別の研修を開催し、感染対策の意識、知識、技術の向上に努めています。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届出の他、院内における耐性菌などに関する感染情報レポートを作成し、現場への周知と情報を活用した感染対策の実践を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が疑われる事例の発生時には、各部署よりICTへ速やかに報告を行い、迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的調査を行い感染拡大の防止を行います。

6. 患者などに対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取り組み事項は院内に掲示し、患者様およびご家族様などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7. その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策推進のため「感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行う。